

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

		連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	()
各連結法人における試験研究費の額	1	円			(6) = 0 の場合 11 0.085
各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2				(8) > 9.4%かつ連結親法人事業年度が令和5年3月31日以前に開始する連結事業年度の場合 $\frac{10.145}{100} + ((8) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$ 12
特別試験研究費対象割合 $\frac{\text{別表六の二(九)「3」}}{\text{別表六の二(九)「1」}}$	3				(11) 及び (12) 以外の場合
各連結法人における特別試験研究費対象金額 (別表六の二(九)付表「1」) × (3)	4	円			$\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (8)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02) 13
各連結法人における差引試験研究費の額 (1) - (4)	5				(10) > 10% の場合の控除割増率 $((10) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1) 14
個別増減試験研究費割合の計算	各連結法人における比較試験研究費の額 (別表六の二(七)「5」)	6			個別税額控除割合 $((11)、(12) \text{ 又は } (13)) + ((11)、(12) \text{ 又は } (13)) \times (14)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14) 15
	個別増減試験研究費の額 (1) - (6)	7			
個別増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8				個別税額控除相当額 (5) × (15) 16 円
個別試験研究費割合の計算	各連結法人における平均売上金額 (別表六の二(七)「10」)	9	円		各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 (各連結法人の(16)の合計) 17
	個別試験研究費割合 $\frac{(1)}{(9)}$	10			一般試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(五)「22」) × $\frac{(16)}{(17)}$ 18

別表六の二(五)付表 令四・四・一以後終了連結事業年度分